

令和 7 年度 岡山県家畜商講習会開催要領

1 目的

この講習会は、家畜の取引の業務に関し必要な知識を習得させることを目的とし、家畜商法第 4 条の 2 第 1 項の規定により開催するものである。

2 受講対象者

家畜の取引の業務に従事しようとする者

3 開催日時

令和 8 年 2 月 5 日（木）、6 日（金）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

4 開催場所

岡山県真庭市蒜山西茅部 6 3 2 公益財団法人中国四国酪農大学校

5 講習の科目及び時間

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 家畜の取引に関する法令 | 4 時間 |
| (2) 家畜の品種及び特徴 | 4 時間 |
| (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 | 6 時間 |

6 申請方法

- (1) 受講申請書（別記様式 1）に必要事項を記入、下記を貼付して住所地を所管する県民局農林水産事業部農畜産物生産課に提出すること。ただし、県外に居住する者にあつては、住所地の都道府県の畜産担当課を経由し、岡山県農林水産部畜産課に提出すること。

ア 手数料 【県内の受講者】

各県民局等で受け取った岡山県手数料（POS）納付連絡票により収納専用窓口で 3,450 円を支払い、納付済証（シールラベル）を受講申請書へ添付すること。

【県外の受講者】

受講申請書の住所に納入通知書を郵送するので、納入期限

までに指定の金融機関で3,450円を支払い、手数料を納付したことの分かる書類等を提出(電子データ可)すること。

イ 写 真 申請の6ヶ月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身
サイズ 縦3cm×横2.4cm
写真の裏面にボールペンで氏名を記入すること。

(2) 受付期間

【県内の受講者】

令和7年11月17日(月)から令和8年1月7日(水)まで

【県外の受講者】

令和7年11月17日(月)から令和7年12月17日(水)まで

ただし、郵送又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

7 講習の特例措置

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定による講習の特例措置の適用を受けようとする者は、講習の特例措置の申請書(別記様式2)に必要事項を記入し、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを添付の上、受講申請書とともに提出すること。

8 その他

- (1) 講習会開催日の受付時刻は、午前8時30分から8時50分までとする。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) 講習会テキストは、「家畜取引の知識」(一般社団法人 日本家畜商協会編集)を使用するので、所有していない受講者は別途購入を必要とする。
- (4) 本講習の課程を修了しても、家畜商法第4条の規定により免許を与えない場合がある。
- (5) やむを得ない理由が生じた時は、講習会を変更又は中止することがある。
- (6) 講習会の問い合わせは、岡山県農林水産部畜産課(電話:086-226-7428)又は各県民局農林水産事業部農畜産物生産課まで。

(別記様式1)

写真
裏面に氏名
を記入する

縦 3cm
×横 2.4cm

岡山県内の受講者は
3, 450円の納付済証
(シールラベル) を貼付すること

令和7年度家畜商講習会受講申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

住 所

(フリガナ)

氏 名

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので申し込みます。

(別記様式2)

講習の特例措置の申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

住 所

(フリガナ)

氏 名

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定による講習の特例措置を受けたいので申請します。

記

添付書類

家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第4条に掲げる免許証の写し